

教育支援センター機能の充実に関する基本方針

～教育相談・支援の充実～

令和6年11月

角田市教育委員会

はじめに

本市における市立小中学校の全児童生徒数は年々減少している中、不登校の児童生徒数は年々増加し続けている。

令和5年12月21日に行った角田市総合教育会議において、『角田市立小中学校の不登校の現状と課題及び対策の方向性について』市長と教育委員会による意見交換を実施した。

総合教育会議では、児童生徒が不登校に至る要因は一律ではなく、楽しいと思える学校づくりはもちろんのこと、一人一人の不登校要因や背景を十分に把握し、早めに対応する必要がある、学校と密に連携しながら対応できる体制を充実させることが必要とされた。その「教育相談・支援」を充実させる方向で市長と共通の認識をもった。

本基本方針は、教育支援センター機能の充実に向け、その役割・位置づけ・人員配置等の考え方について教育委員会としてまとめ、市長に提出するものである。

主な用語について

ア 不登校

文部科学省は、不登校の定義を「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」としている。

また、就学義務を負う保護者は、学校教育法第17条において、日本国民に対し、日本国内で効力を有すると解されており、外国籍の児童生徒の保護者には適用されない。つまり、そもそも就学義務がないため、不登校という概念はなく、30日以上欠席した場合でも不登校児童生徒数には含まれない。

イ 教育支援センター

教育支援センターは、「不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む）を行うことにより、その社会的自立に資する機関」をいう。

「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月文部科学省初等中等教育局長通知）により、市町村教育委員会は、主体的に教育支援センター又はこれに代わる体制の整備充実を進め、不登校児童生徒の学習機会を確保する。また、通所希望児童生徒に対する支援だけでなく、通所を希望しない児童生徒への訪問型支援、児童生徒理解・支援シートのコンサルテーションなど、不登校児童生徒への支援の中核となることが期待されるとされている。

ウ アセスメント

聞き取りを含め情報を収集し、その要因や背景を分析し、真の課題を抽出することで、解決に有効な支援方法を検討するプロセスのこと。

第1 角田市立小中学校の不登校の現状

1 角田市立小中学校における長期欠席の状況 不登校児童生徒数

令和5年度の小中学校における長期欠席者数は160人であり、そのうち不登校児童生徒は、病気等による13人を除く147人であった。出席日数が0日の者は9人、出席日数が1～10日の者は11人であった。〔図表1〕

また、不登校児童生徒の出現率については、全国・宮城県・角田市ともに増加しているが、角田市は全国・宮城県を大きく上回っている。〔図表2〕

〔図表1〕 令和5年度角田市立小中学校長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数） (人)

	病 気	経済的 理由	不登校 (A)	(A)のうち、前年度不登校					その他	合 計
				(A)のうち、前年度不登校	(A)のうち、50日以上欠席	(A)のうち、90日以上欠席	うち、出席日数10日以下	うち、出席日数0日		
小学校	6	0	58	27	34	19	6	3	2	66
中学校	5	0	89	47	70	54	14	6	0	94
合 計	11	0	147	74	104	73	20	9	2	160

〔図表2〕 不登校児童生徒数及び不登校出現率（国・宮城県との比較）

小学校

区 分		在席児童数	不登校児童数	不登校出現率
R5	全 国	6,100,280 人	130,370 人	2.14%
	宮城県	109,731	3,009	2.74
	角田市	1,064	58	5.45
R4	全 国	6,196,688	105,122	1.70
	宮城県	111,733	2,066	1.85
	角田市	1,121	41	3.65

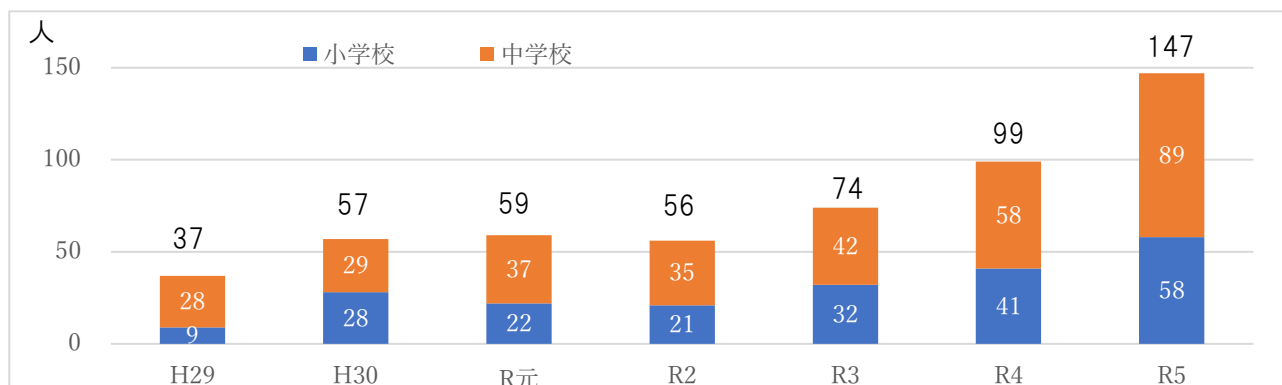
中学校

区 分		在席生徒数	不登校児童数	不登校出現率
R5	全 国	3,220,963 人	216,112 人	6.71%
	宮城県	58,081	4,831	8.32
	角田市	703	89	12.66
R4	全 国	3,245,395	193,936	5.98
	宮城県	58,916	4,122	7.00
	角田市	1,121	58	7.54

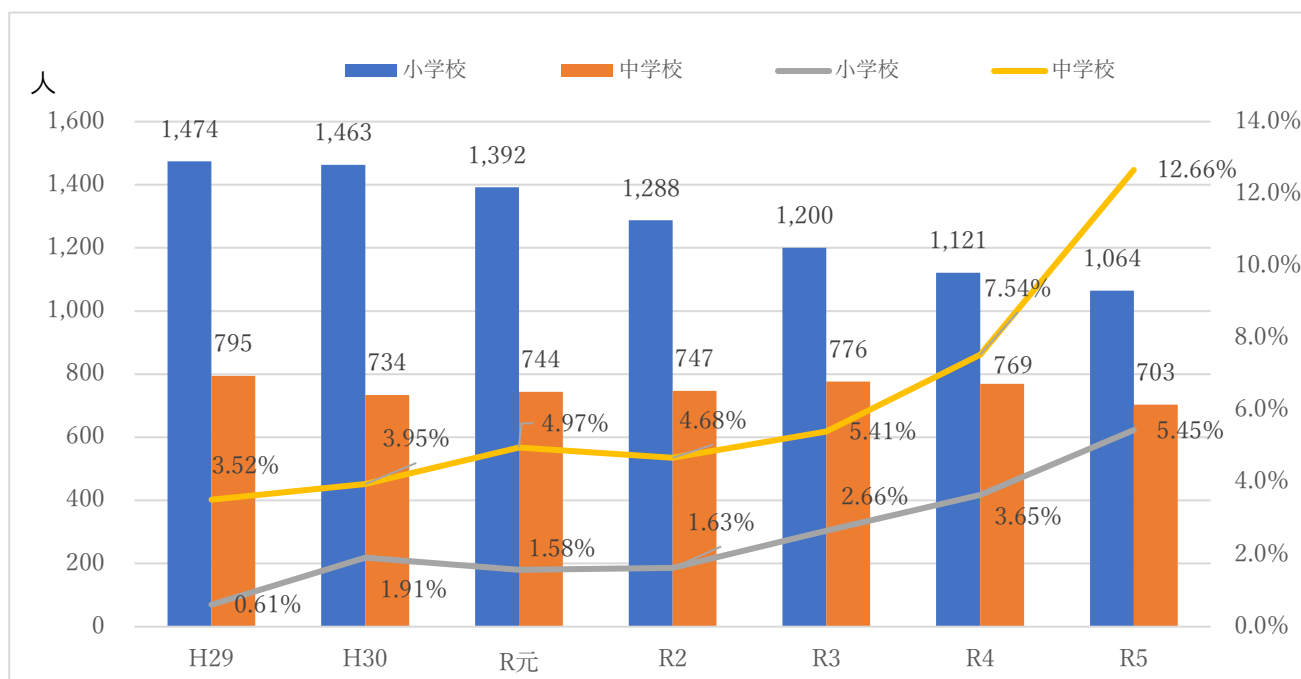
不登校の児童生徒数は、小中学校ともに増加し、令和5年度は147人（小学校58人、中学校89人）で、平成29年度と比較すると、この6年で約4倍となっている。〔図表3〕

角田市立小中学校の全児童生徒数は減少している中にありながら、不登校児童生徒数は増加しているため、不登校の出現率は大きくなっている。特にこの3年の上昇が顕著となっている。中学校は12.7%で8人に1人が不登校であり、小学校の出現率はこの6年で9倍となっている。〔図表4〕

〔図表3〕 角田市立小中学校における不登校児童生徒数



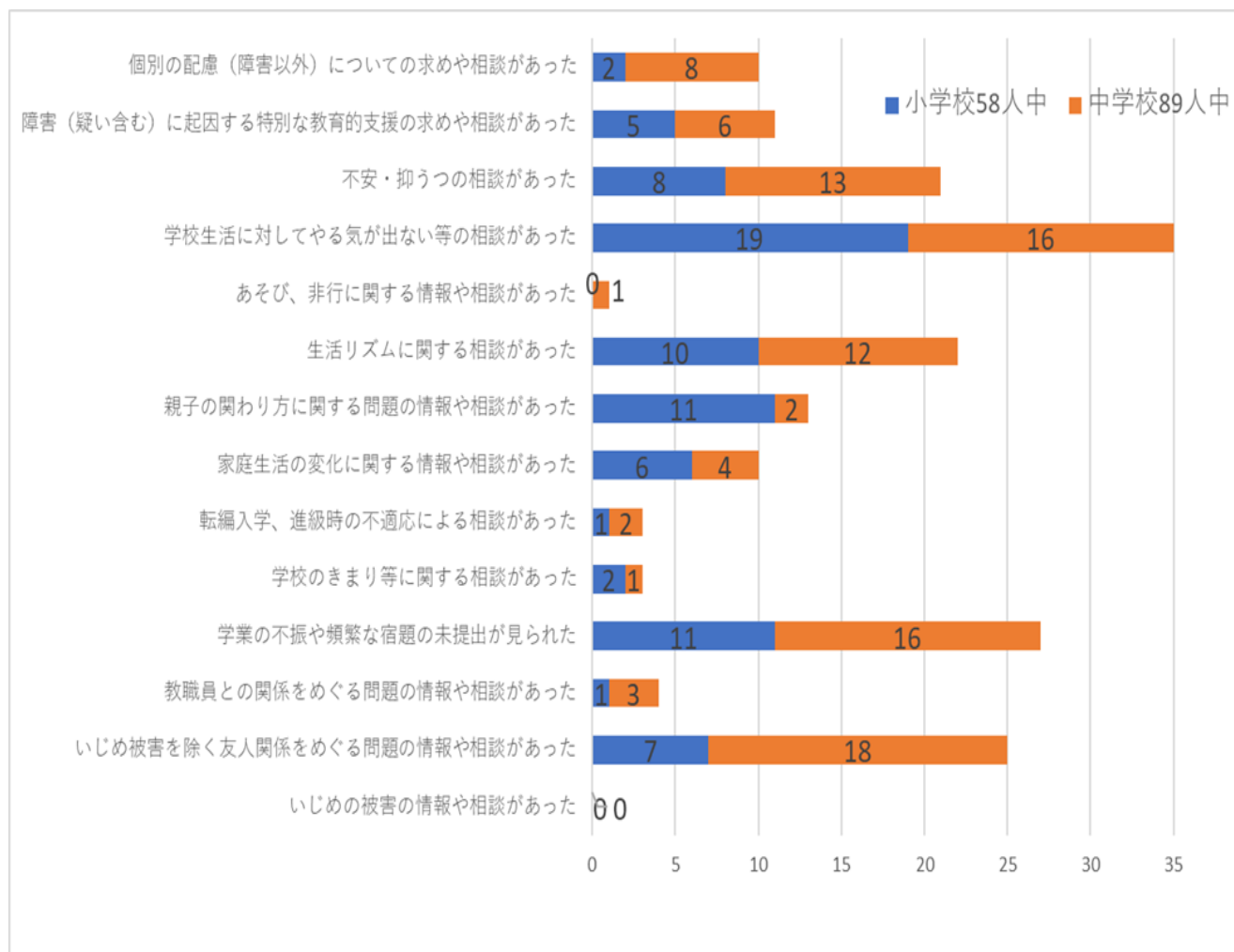
〔図表4〕 角田市立小中学校児童生徒数及び不登校出現率



2 不登校児童生徒について把握した事実

不登校に至る本質的な要因を把握するのは容易ではないが、文部科学省が各学校を対象に行っている「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」の直近の調査（令和5年度）での本市小中学校における「不登校児童生徒について把握した事実」では、「学校生活に対してやる気がでない等に関する相談があった」が最も多く、続いて「学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた」、「いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった」の順で多かった。また、これら複数の問題が絡んでいるケースもあった。〔図表5〕

〔図表5〕 不登校児童生徒について把握した事実（複数回答）（令和5年度）（人）



第2 本市における教育支援センター機能の現状

本市においては、教育支援センターに必要とされる機能である「学習支援・居場所」と「教育相談・支援」を学校との連携を重視し、別な場所に備え、不登校児童生徒等への対応を行っている。

不登校児童生徒に対する「学習支援・居場所」については角田市子どもの心のケアハウス事業（以下「ケアハウス事業」という。）として教育総務課の分室である旧横倉児童館に退職教員の主任適応指導教育指導員等を配置して実施している。一方、不登校児童生徒及び保護者に対する「教育相談・支援」については教育総務課本体に児童生徒生活指導員を配置し、学校を通してスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）等と連携し実施している。

第2-1 学習支援・居場所機能「角田市子どもの心のケアハウス事業」の現状

1 事業内容及び実績

(1)事業内容

平成 30 年度から不登校児童生徒のうち登録者に対して、通所による「学習支援・居場所」としてケアハウス事業を実施し、その保護者に対する支援も行っている。令和 4 年度から SSW の活動をケアハウスを拠点とするなど、必要に応じて支援している。

(2)事業実績

事業開始した平成 30 年度は登録児童生徒は 9 人であったが、令和 5 年度は 3 倍以上の 32 人が登録し、通所による「学習支援・居場所」機能の必要性が増している。また、登録児童生徒の保護者に寄り添い、抱える不安を解消するため、定期的な電話相談や家庭訪問等で対応している。

〔図表 6〕

〔図表 6〕 ケアハウス事業登録児童生徒数及びその保護者への支援状況

区 分		H30	R 元	R2	R3	R4	R 5
通所登録	小学校	3 人	4 人	3 人	11 人	9 人	11 人
	中学校	6	7	7	7	16	21
	合 計	9	11	10	18	25	32
保護者支援（延べ）		61	61	71	230	296	411

——ただし、登録児童生徒はそれぞれ自分のペースで通所することとしており、2 時間から半日単位のことが多く、1 日あたりの利用児童生徒数（毎月の延べ通所人数を開所日数で除したもの）は月平均 3.4～6 人である。〔図表 7〕

〔図表 7〕 ケアハウス事業児童生徒通所状況（令和 5 年度）

区 分	<u>4</u> <u>月</u>	<u>5</u> <u>月</u>	<u>6</u> <u>月</u>	<u>7</u> <u>月</u>	<u>8</u> <u>月</u>	<u>9</u> <u>月</u>	<u>10</u> <u>月</u>	<u>11</u> <u>月</u>	<u>12</u> <u>月</u>	<u>1</u> <u>月</u>	<u>2</u> <u>月</u>	<u>3</u> <u>月</u>
開所日数（日）	<u>15</u>	<u>20</u>	<u>22</u>	<u>14</u>	<u>6</u>	<u>20</u>	<u>19</u>	<u>20</u>	<u>16</u>	<u>17</u>	<u>19</u>	<u>15</u>
登録数（人）	<u>18</u>	<u>19</u>	<u>20</u>	<u>21</u>	<u>22</u>	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>25</u>	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>30</u>	<u>31</u>
通所実数（人）	<u>13</u>	<u>10</u>	<u>12</u>	<u>10</u>	<u>9</u>	<u>11</u>	<u>10</u>	<u>11</u>	<u>13</u>	<u>9</u>	<u>13</u>	<u>11</u>
延べ通所数（人日）	<u>45</u>	<u>66</u>	<u>95</u>	<u>52</u>	<u>25</u>	<u>93</u>	<u>66</u>	<u>99</u>	<u>95</u>	<u>85</u>	<u>89</u>	<u>52</u>
1 日平均（人）	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>4</u>

(4)他機関との連携

学校との連携はもとより、必要に応じ、こども家庭センター等市保健福祉部門等と連携し対応している。

2 ケアハウス事業実施体制の状況

ケアハウス事業費で措置している人員は、主任を含む適応教育指導員（以下「指導員」という。）6人であり、SSWはケアハウスを拠点として活動している。

主任指導員は経験豊かな退職校長を起用し、他の指導員は経験の有無は問わないこととしている。〔図表8〕

この他、不登校児童生徒の多角的な理解及び心理的ケアについては、県事業により市内に配置されるスクールカウンセラー（以下「SC」という。）が夏休み等の長期休業期間に対応している。

〔図表8〕ケアハウス事業人員（令和5年度）

職 名	勤務形態	人数
主任適応指導教育指導員	非常勤会計年度任用：週4日29時間	2人
適応指導教育指導員	非常勤会計年度任用：週4日29時間	2
臨時適応指導教育指導員	非常勤会計年度任用：6時間×年108日	2
SSW	有償ボランティア：週9時間	1

第2-2 教育相談・支援機能「児童生徒生活指導事業」「SSW 活用事業」の現状

1 「児童生徒生活指導事業」の実施状況

教育総務課に配置の児童生徒生活指導員が、各学校との連携を密に行い、児童生徒の様々な悩みや心の問題の実態把握に努め対応した。不登校・いじめ・特別支援教育等に関する教育相談の回数は増加傾向にある。〔図表 9〕

不登校の状況は、一人一人背景が異なるため、対応に難しさがある。

〔図表 9〕 児童生徒生活指導事業実施状況（一部抜粋）

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
来庁相談	14 回	16 回	15 回	20 回	21 回
電話相談	86	78	96	95	105
訪問相談（学校訪問含む）	26	29	20	36	44
不登校支援会議	7	3	3	4	15
校内ケース会議・生活指導等会議	5	12	11	10	6

2 「SSW 活用事業」の実施状況

不登校に限らず、いじめ等の背景には子育て力・教育力の低下やコミュニティ機能の低下等の家庭的課題を有することがあり、これら生徒指導上の様々な課題に対応するため、教育及び福祉の両分野についての知識・技術を有する SSW を依頼している。SSW は各学校を訪問し、家庭や学校、関係機関等の児童生徒を取り巻く環境への働きかけや連携構築を行い、課題を抱える児童生徒及び家庭を支援している。家庭的課題を有する場合は、特にこども家庭センターとの連携を密にしている。この数年、支援児童生徒数は増加傾向にある。〔図表 10〕

〔図表 10〕 SSW 活用事業実施状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
SSW数 (人)	2	1	1	1	1
年間活動日数 (日)	48	44	41	49	104
学校等訪問活動回数 (回)	120	60	80	103	181
支援児童生徒実人数 (人)	27	19	14	16	35

第3 不登校に関する「教育相談・支援」の課題

現在の不登校児童生徒及び保護者に対する「教育相談・支援」については、一義的には学校の担任教諭等が行っている。行政の支援が必要な場合は、学校からの連絡により教育総務課や保健福祉部門の専門職等が対応しており、保護者が学校を経由せず教育行政に相談する窓口がない状況である。今後は学校以外の相談窓口として教育総務課を周知し、対応する体制を充実させる必要がある。

1 保護者の認識(角田市子ども・子育て支援及び生活実態に関するアンケート調査より)

令和5年度に実施した保護者及び児童生徒に対するアンケートにおける保護者に対する設問「日常悩んでいる・気になること」では、「不登校などの問題」を選択した保護者は、未就学児保護者30人、小学生保護者54人であり、10年前の未就学保護者8人、小学生保護者11人と比較すると、人数・割合ともに増加していることが分かる。〔図表11〕

〔図表11〕日常悩んでいる・気になることとして、「不登校などの問題」を回答した保護者の状況

区 分	未就学児保護者		小学生保護者	
	人数	割合	人数	割合
平成25年度	8人	1.3%	11人	2.6%
平成30年度	9	1.5	24	3.0
令和5年度	30	6.1	54	7.6

不登校を含む教育相談を実施している児童生徒生活指導事業を認知している小学生保護者は24.2%、中学生保護者は27.6%であり、いずれも3割を割っている。県教育委員会が不登校に関する電話相談として実施している不登校ダイヤルの認知度は、小学生保護者36.6%、中学生35.9%である。〔図表12〕

〔図表12〕保護者の相談窓口認知度

区 分		知っている	利用したことがある
児童生徒生活指導事業	小学生保護者	24.2%	1.7%
	中学生保護者	27.6	5.1
不登校ダイヤル (宮城県教育委員会)	小学生保護者	36.6	2.0
	中学生保護者	35.9	0.0

2 児童生徒の状況(角田市子ども・子育て支援及び生活実態に関するアンケート調査より)

児童生徒本人へのアンケートでは、「学校を休みたいと思うことがよくある」の質問においては、「非常にあてはまる」「まあ当てはまる」をあわせると、小学生は 38.0%、中学生は 40.4%であった。〔図表 13〕

〔図表 13〕 学校を休みたいと思うことがよくある（小中学生本人への問い）

区分	非常に あてはまる	まあ あてはまる	どちらとも いえない	あまり あてはまらない	まったく あてはまらない	不明・無回 答
小学生	10.7%	27.3%	13.8%	18.4%	25.7%	4.1%
中学生	13.5	26.9	21.2	16.7	19.9	1.9

また、「嫌なことや悩んでいる場合に相談する人」の質問においては、両親・兄弟を挙げた児童生徒は、小学生 77.8%、中学生 67.9%とそれぞれ一番多い。〔図表 14〕

〔図表 14〕 嫌なことや悩んでいる場合に相談する人の割合（小中学生本人への問い）

区分	両親 兄弟	祖父母 親戚	学校の 友達	学校の 先生	保健室 の先生	SC など	学校以外 の先生	インターネ ットなど	誰にも相 談しない
小学生	77.8%	19.5%	33.8%	26.4%	2.4%	0.8%	1.7%	0.1%	7.0%
中学生	67.9	10.3	59.6	17.9	7.7	1.3	5.1	2.6	18.6

3 各小中学校における不登校児童生徒支援

不登校児童生徒への支援状況について各小中学校に聞き取りを実施した。学校は、不登校の未然防止に努めるとともに、早期対応については、学校の基本方針をもとに校内支援会議を開催し、個別に SC や SSW の視点を加えたアセスメントを行っている。また、別室登校やリモート学習などの柔軟な対応や、授業の合間及び放課後に時間を捻出し、電話や家庭訪問を実施している。一方で、家庭訪問しても会えない場合もある。さらに、必要に応じて教育総務課やこども家庭センター等と連携する等、学校は様々対応しているところであり、教育総務課に対しては、家庭との関係を大切にしつつ、さらに一緒に家庭を支援してほしいという要望がある。

4 教育相談の周知及び体制強化

増加し続ける不登校児童生徒一人一人へ学校が対応するには、時間的・物理的にも困難が生じることが想定される。加えて、不登校児童生徒の家庭を訪問しても会えないことが続く場合は、学校以外の者の関わりが必要なことが想定される。これらのことから、学校も要望しているように、教育総務課は、さらに一緒に関わり支援していく必要がある。

また、上記 1・2 から、約 4 割の児童生徒は学校を休みたいと思うことがよくあり、約 7 割の児童生徒は悩みを両親・兄弟に相談するということが改めてわかった。このことから、相談された保護者等が、どのように対応すればいいのか相談したい場合の相談窓口を充実させる必要があ

り、保護者には学校以外の相談窓口として教育総務課を周知し、その相談に対応できる体制を充実させる必要がある。

第4 教育支援センター機能充実の方向性

教育支援センターの大きな役割である「学習支援・居場所」機能と、不登校に関する「教育相談・支援」機能について、教育支援センター設置の形にこだわらず、すでに定着しているケアハウス事業をこれまでどおり継続させるとともに、「教育相談・支援」機能については、各学校の状況が把握できる教育総務課本体において、拡大・強化することで充実させることとする。

1 「学習支援・居場所」としての「ケアハウス事業」の実施場所

現在、ケアハウス事業を展開している旧横倉児童館は、市の中心部に近く、不登校児童生徒が利用しやすい環境にあり、立地については十分な状況である。また、昭和53年3月竣工で老朽化が否めないが、必要な修繕を施しており、これまでの地震等による構造上の大きなダメージもない状況である。以上のことから、当面は、現在の場所で継続することとする。

(1) 学習室等

旧横倉児童館は、十分な広さの学習室と軽運動場を備え、スポーツ活動も可能である。また、相談スペースや保護者同士の交流スペース、クールダウンスペースも有している。

今後、登録児童生徒数が増加することが考えられるが、第2-1(P.5)のとおり、これまでの1日平均利用児童生徒数や滞在時間から、同時に通所利用する児童生徒が劇的に増加するとは考えにくい。よって、当面は、旧横倉児童館での事業実施は可能であると考ええる。

(2) 執務室

担当職員6人は、教育総務課分室である旧横倉児童館の職員室において執務している。執務室としての面積は、現在の人数が限界である。現在の利用状況では、現在の職員体制で対応が可能であるが、今後、通所児童生徒が臨時的に増加し対応職員が必要な際には、教育総務課本体の職員で調整する。

2 「教育相談・支援」の強化・拡大

児童生徒生活指導員を増員し、相談体制を強化することにより、学校支援の充実を図ることとする。今後は、不登校が学校や家庭での様々な問題が絡み合い増加している状況を鑑み、保護者が学校以外に直接相談できる体制を整えるため、教育総務課を「不登校相談窓口」として周知することとする。さらに、就学前に抱く学校生活の不安に対応する機会として、市長部局が実施する幼児健診への参画を図ることとし、その積み重ねにより、就学に向けた切れ目のない支援体制を構築し、児童生徒の特性や環境にあわせた教育の提供につなげる。

(1)不登校に関連する業務内容

- ア 教育相談窓口対応〔拡大〕
- イ 就学に向けた教育相談〔拡大〕
- ウ 学校の後方支援（個別対応、不登校児童生徒支援会議等）〔強化〕
- エ 保護者に対する支援〔強化〕
- オ 月例報告等をとおした各学校の状況把握〔継続〕
- カ 支援者間連携に関すること〔継続〕

(2)周知方法等

- ア 広報かくだ、学校だより等〔拡大〕
- イ 市長部局が実施する幼児健診場面〔新規〕

(3)職員体制

- ア 児童生徒生活指導員の体制強化(1名増)
- イ SSW の協力

市立学校に在学する児童生徒の不登校に関する指導助言及び支援を得るため、社会福祉士又は精神保健福祉士の協力を得る。令和6年度は、前年比活動時間を1.5倍増で依頼しているが、状況を見ながら、必要に応じてさらに充実したものとなるよう協力を求める。

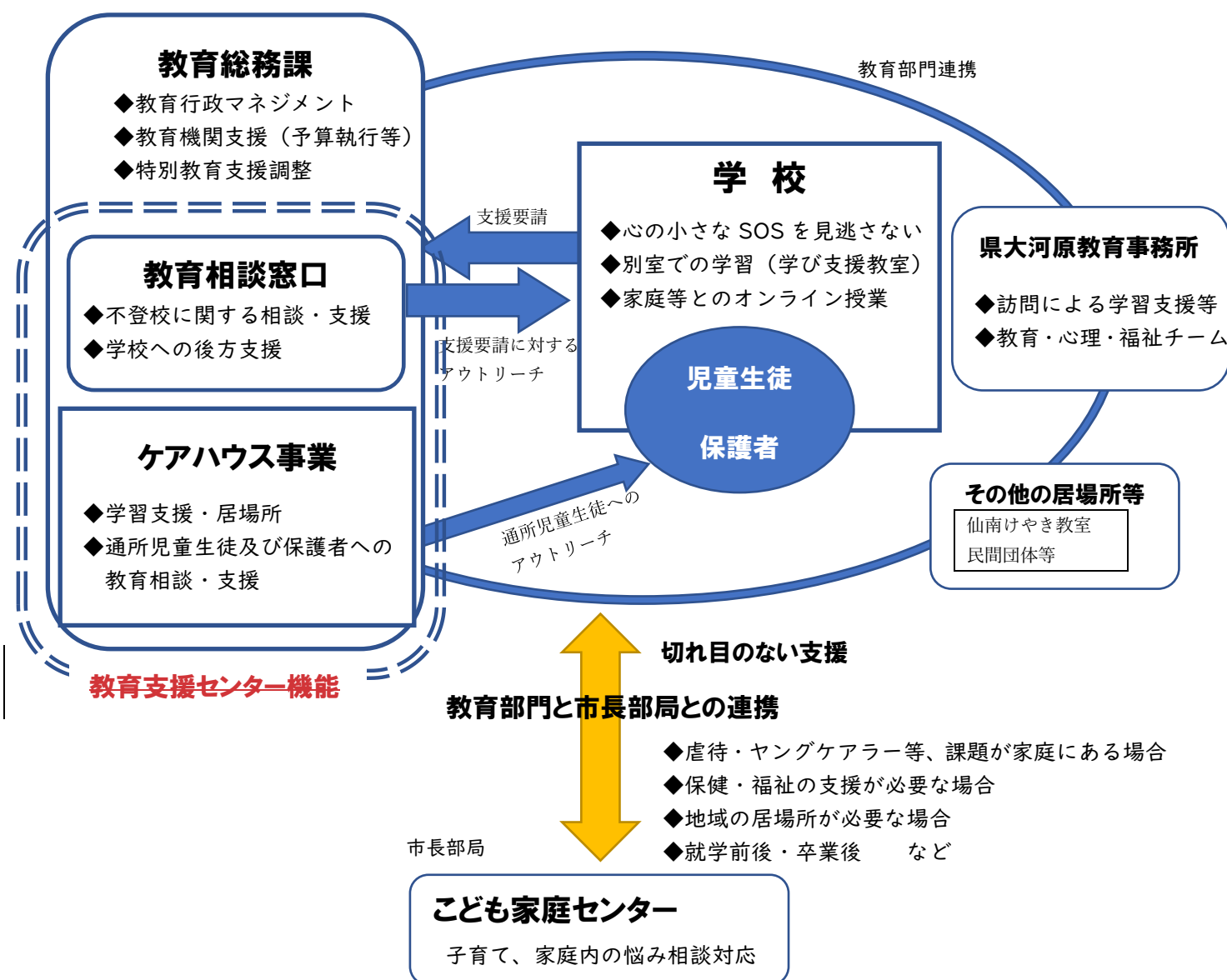
3 不登校児童生徒への支援の役割と連携

前述したように、教育総務課は、学校の求めにより対応してきた不登校やいじめに関する相談事業について、直接保護者からの相談が受けられるよう、「教育相談窓口」として周知する。

これまでと同様に、「学習支援・居場所」が必要な場合は、「ケアハウス事業」で支援する。市外を希望する場合は「仙南けやき教室」等を紹介し、児童生徒が何らかの理由で通所が困難な状況にあり家庭訪問による学習支援が必要な場合は、県大河原教育事務所が実施する児童生徒支援ネットワーク事業での訪問指導を活用する。また、必要に応じて、教育・心理・福祉のチームで活動する県大河原教育事務所と連携する。

抱える課題が家庭にある場合や保健福祉の支援が必要な場合は、保健福祉部門を担う市長部局と連携し対応する。〔図表 15〕

〔図表 15〕 不登校児童生徒への主な支援に関する役割連携イメージ



〔参考1〕教育支援センターに関する国の通知(抜粋)の変遷

①平成 4 年 9 月 24 日付け文初中通知「登校拒否問題への対応について」(通知)

(略)

3 教育委員会における取組の充実

都道府県及び市町村の教育委員会は、自ら登校拒否問題に対する認識を深めるとともに、それぞれの立場から積極的に施策を展開し、学校における取組が効果的に行われるよう支援する必要があること。その際、次に例示するような方策を含め、多様な方策が検討される必要があること。

(略)

(5) 学校以外の場所に登校拒否の児童生徒を集め、その学校生活への復帰を支援するため様々な指導・援助を行う「適応指導教室」について、その設置を推進するとともに、指導員や施設設備等の充実に努めること。

②平成 15 年 5 月 16 日付け文初中通知「不登校への対応の在り方について」(通知)

(略)

3 教育委員会の取組の充実

各都道府県及び市町村教育委員会は、自ら不登校に対する認識を深めるとともに、それぞれの立場から積極的に施策を展開し、各学校における取組が効果的に行われるよう支援する必要があること。

(略)

(6) 学校外の公的機関等の整備充実及び活用

①教育支援センター（いわゆる適応指導教室。以下同じ。）の整備充実やそのための指針づくり

いわゆる適応指導教室については、その役割や機能に照らし、より適切な呼び方を望む声があったことから、国として標準的な呼称を用いる場合は、不登校児童生徒に対する「教育支援センター」という名称を適宜併用することとした。なお、各地域においては既に様々な親しみやすい名称を付している実態があり、そうした工夫は今後ともあってよいこと。(中略)

市町村教育委員会は、主体的に教育支援センターの整備充実を進めていくことが必要であること。もとより、市町村教育委員会においても、「教育支援センター整備指針」を策定することも考えられること。

また、指導体制をめぐっては指導員の量的不足や専門性の不足等についての課題が指摘されているところであり、常勤職員の配置やカウンセラー等の専門家等の配置、指導員の研修の充実等が望まれること。

(略)

2 学校等の取組の充実

(1)「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援

不登校児童生徒への効果的な支援については、学校及び教育支援センターなどの関係機関を中心として組織的・計画的に実施することが重要であり、また、個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒にあった支援策を策定することが重要であること。(後略)

(略)

3 教育委員会の取組の充実

(1) 不登校や長期欠席の早期把握と取組

教育委員会においては、学校等の不登校への取組に関する意識を更に高めるとともに、学校が家庭や関係機関等と効果的に連携を図り、不登校児童生徒に対する早期の支援を図るための体制の確立を支援することが重要であること。

(略)

(3) 教育支援センターの整備充実及び活用

1. 教育支援センターを中核とした体制整備

今後、教育支援センターは通所希望者に対する支援だけでなく、これまでに蓄積された知見や技能を生かし、通所を希望しない者への訪問型支援、児童生徒理解・支援シートのコンサルテーションの担当など、不登校児童生徒への支援の中核となることが期待されること。

また、不登校児童生徒の無償の学習機会を確保し、不登校児童生徒への支援の中核的な役割を果たしていくため、未設置地域への教育支援センターの設置又はこれに代わる体制整備が望まれること。(中略)

市区町村教育委員会においては、主体的に教育支援センターの整備充実を進めていくことが必要であり、教育支援センターの設置促進に当たっては、例えば、自治体が施設を設置し、民間の協力の下に運営する公民協営型の設置等も考えられること。もとより、市区町村教育委員会においても、「教育支援センター整備指針」を策定することも考えられること。その際には、教育支援センターの運営が不登校児童生徒及びその保護者等のニーズに沿ったものとなるよう留意すること。

なお、不登校児童生徒への支援の重要性に鑑み、私立学校等の児童生徒の場合でも、在籍校と連携の上、教育支援センターの利用を認めるなど柔軟な運用がなされることが望ましいこと。

2. 教育支援センターを中核とした支援ネットワークの整備

教育委員会は、積極的に、福祉・保健・医療・労働部局等とのコーディネーターとしての役割を果たす必要があり、各学校が関係機関と連携しやすい体制を構築する必要があること。また、教育支援センター等が関係機関や民間施設等と連携し、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備することが必要であること。

(略)